第１問

【事例１】
　Ａは、Ｂに対し、Ａ所有の最新の高性能パソコン１台（以下「本件パソコン」という。）を１００万円で売った。
　その後、ＡはＢに対し本件パソコンを引き渡したが、ＢはＡに対し１００万円を支払わない。
【設問１】
　Ａは、Ｂに対し、どのような請求をすることができるか論じなさい。

【事例２】
　Ｄは、Ｃに対し、４月１日、Ｄ所有の最新の高性能パソコン１台（以下「本件パソコン」という。）を１００万円で売った（以下「本件売買契約」という。）。
　翌日、ＣはＤに対し１００万円を支払ったが、Ｄは同月１５日になっても本件パソコンを引き渡さない。Ｄが本件パソコンを引き渡さないことについて、Ｃに落ち度はない。
　そこで、同日、Ｃは、Ｄに対し、当日中に本件パソコンを引き渡すよう連絡した。
　その後、５月１日になっても、Ｄは本件パソコンを引き渡さない。
　そこで、Ｃは、Ｄに対し、本件売買契約を解消する旨の連絡をした。
【設問２】
　Ｃは、Ｄに対し、どのような請求をすることができるか論じなさい。

【事例３】
　Ｙは、自動車を運転していたところ、交差点に差し掛かった。
　しかし、Ｙは、スマートフォンの操作に夢中になっており、前方を注視していなかった。
　そのため、Ｙは、交差点を横切ろうとしたＸに自動車を衝突させてしまった（以下「本件事故」という。）。本件事故について、Ｘに落ち度はない。
　Ｘは、本件事故により、両足を骨折し、入院費用として１００万円を支払った。
【設問３】
　Ｘは、Ｙに対し、どのような請求をすることができるか論じなさい。

■ 解説

本問で学ぶ答案の書き方

第１問から第３問では、基本的な答案の書き方を学習する。
特に本問では、言い分（請求）の検討・確定 書き方① 、法的根拠（条文・制度）の検討・確定 書き方② 、要件（文言）充足性の検討 書き方③ 、効果（文言）該当性の検討 書き方④ 、言い分（請求）の検討結果の指摘 書き方⑤ を学習する。
反論の検討 書き方⑥ もあるが、それは第２問で学習する。

第１　設問１

１　言い分（請求）の検討・確定 書き方①

まず、「その事例で、誰が、誰に、何を言いたいのかという言い分」を検討し、確定する（①）。
その際、「設問に真正面から答える形で」言い分を検討し、確定する（①ⅰ）。

設問１は、「Ａは、Ｂに対し、どのような請求をすることができるか」である。つまり、「誰が」はＡ、「誰に」はＢであることは明らかである。一方、「どのような請求をする」となっているため、「何を言いたいのか」は明らかでない。そこで、事例を読んで考える必要がある。

その際、「法的な見方を離れ、素人的に生の」言い分を検討し、確定する（①ⅱ）。

事例１は、ＡがＢに本件パソコンを売ったのに、Ｂが代金を支払わないという事例である。つまり、Ａは、Ｂに代金を支払ってほしいと考えるはずである。したがって、「どのような請求をする」、「何を言いたいのか」は、代金を支払ってほしいということになる。

このように、言い分を検討・確定するには、事例を丁寧に読む必要がある。また、言い分の検討・確定が上手くいかない初学者等は、事例を丁寧に読むこと、解説・解答例等から言い分を読み取ることを行い、「このような事例ではそのような生の言い分をするらしいとインプットする」形で学習していくのもよいだろう。

なお、Ａは、Ｂに対し、代金の利息（575Ⅱ本文）も支払ってほしいと考える可能性もある。しかし、答案の書き方を学習する観点から、細部といえる当該部分は除外して検討を進める。

２　法的根拠（条文・制度）の検討・確定 書き方②

言い分を確定した後は、「言い分を法的に根拠付ける条文・制度は何か」検討し、確定する（②）。
その際、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する直接の」法的根拠を検討し、確定する（②ⅰ）。
また、「言い分の当事者が相手方と契約関係にあると考えている場合は契約関係の法的根拠を、契約関

係にないと考えている場合は法定債権や物権等といった契約関係以外の法的根拠を」検討し、確定する（②ⅱ）。

事例１では、上記のとおり、Ａは、Ｂと売買契約の関係にあると考えているはずである。したがって、「言い分の当事者が相手方と契約関係にあると考えている場合は契約関係の法的根拠」の方になる。また、555条では「相手方がこれに対してその代金を支払う」とされている。したがって、「契約関係の法的根拠」であって、「当該条文・制度の文言が言い分と合致する直接の」法的根拠は、売買契約に基づく代金支払請求権（555）ということになる。

上記言い分と法的根拠をまとめると、答案上は「Ａは、Ｂに対し、売買契約に基づく代金支払請求権（555条）を根拠に、100万円の支払を請求する」といった表現になるだろう。

3　要件（文言）充足性の検討　書き方③

法的根拠を確定した後は、「法的根拠の要件（文言）の充足性を検討」する（③）。

その際、要件の充足性は、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」、「あてはめ」、「要件充足性の結論」の順で検討する（③ⅱ）。

事例１・設問１では、上記のとおり、売買契約に基づく代金支払請求権を法的根拠として確定した。当該請求権が認められるための要件は、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」（555）である。当該要件について、「問題提起」、「解釈（規範定立・論証）」は不要だろう。したがって、「あてはめ」を検討する。

「あてはめ」は、「具体的事実部分」、「評価・意味付け部分」で構成される（「評価・意味付け部分」の指摘が不要な場合もある。）（③ⅴ）。

「具体的事実部分」として、ＡがＢに本件パソコンを100万円で売ったことを指摘する。当該事実に対する「評価・意味付け部分」は不要だろう。よって、「要件充足性の結論」として、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」に当たることを指摘する。

なお、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約すること」という文言ではなく、売買契約の締結といった表現をする方がほとんどであると思われる。しかし、まずは条文の文言を大事にするという法律学習の基本を守るという意味で、条文の文言を引用する形での表現をここでは採用している。

4　効果（文言）該当性の検討　書き方④

全ての要件を充足する場合、効果が発生するため、「法的根拠の効果（文言）の該当性を検討」する（④）。